

今号では、各キャンパスで実施している「教育における ICT 活用に関する FD 講習会」の様子をお届けいたします。

また、2 月 5 日に放送大学の尾崎史郎先生をお招きして開催した教育著作権セミナーで話題になった e-Learning に関する著作権上の問題について Q&A 形式でご紹介いたします。

contents

e-Learning center newsletter No.11

■ 教育における ICT 活用に関する FD 講習会開催	1
■ Information 新任教員向け eALPS 研修会開催のお知らせ	1
■ e-Learning と著作権 Q&A	2
■ 新年度の準備について	2

高等教育研究センターと e-Learning センターの共催企画

教育における ICT 活用に関する FD 講習会を開催中です！

e-Learning センターと高等教育研究センターの共催により、「eALPS で授業の質を高める」をテーマに FD 講習会を各キャンパスで開催しています。上田キャンパス(11 月 29 日)、南箕輪キャンパス(12 月 14 日)、長野(教育)キャンパス(1 月 23 日)、松本キャンパス(2 月 6 日)で実施し、全部で 55 名の方にご参加いただきました。3 月 25 日には長野(工学)キャンパスでも開催します。多くの教職員の皆様のご参加をお待ちしています。

今回は、昨年 6 月に研究開発運用部門に着任した長谷川 理(はせがわ おさむ)助教が、来年度にバージョンアップ予定の eALPS の新機能の紹介と各学部ごとの eALPS の利用状況の報告を行っています。



長谷川 理助教による eALPS の利用状況の報告(松本)

バージョンでの eALPS の操作方法をご説明しています。

ご参加の皆様には、お一人にひとつずつ、新バージョンのテストコースを用意し、実際に体験していただきました。

学部別・入学年度別の学生利用率や時間帯別の利用数などをご覧いただいています。

また、ICT 活用支援部門のメディアコーディネータが、新



新機能である課題のダウンロードの説明(教育)

さらに後半は、高等教育研究センター副センター長・e-Learning センター研究開発運用部門長である矢部 正之(やべ まさゆき)教授が、「教育の質保証を目指して」というタイトルで、学生の主体的な学びをどう育んでいくかについてお話ししています。ICT 活用による双方向性の向上や個別対応などを、ご自身の授業の例で紹介しています。



上田キャンパス

ご参加の皆様には、後日 FD の参加証書をお送りしています。



南箕輪キャンパス

矢部 正之教授による「教育の質保証を目指して」



「新任教員向け eALPS 研修会」開催のお知らせ

日時：平成 25 年 4 月 19 日(金) 5 限(16:20 - 17:50)

場所：「松本キャンパス理学部 2F 大会議室」を主会場に以下の会場に SUNS 配信
SUNS 会議室(教育)、工学部 200 番教室、繊維 32 番講義室、農学部(会場未定)

内容：eALPS の機能と活用事例を紹介し、実際にログインして体験していただきます。
個別相談にも対応いたします。

特集 e-Learning と著作権 Q&A

この Q & A は先日開催された信州大学 e-Learning センター FD「教育著作権セミナー」で講師をしていただきました、放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター教授の尾崎史郎先生（元文化庁著作権課マルチメディア著作権室長）の講演内容、配布資料、質疑応答、および放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター HP「今さら聞けない大学教員のための ICT 活用ヒント集」を参考に、e-Learning センターが作成したものです。

Q 1: 著作権法の用語が専門すぎて難しい。授業や e-Learning に関係する著作権関係の主な用語を教えてください。

A 1: 著作物をコピーし、配布することは著作権法上、著作物の「複製」及び「譲渡」、音楽を聴かせることは「演奏」、スクリーンに映し出すことは「上映」にあたります。

eALPS はアップロードしたデータをサーバに蓄積し、多数の学習者が自宅等からも視聴できるシステムなので、eALPS 上に教材を掲示することは、「複製」「送信可能化」及び「公衆送信」にあたります。

Q 2: 受講生 (50 名程度) しか見られないように設定している eALPS のコースに著作物を掲載することは、著作権法上の問題がありますか？

A 2: eALPS に著作物をアップロードすることは「公衆送信」にあたり (Q1 参照)、著作権者の許諾が必要になります。

受講生が多い場合は、「特定かつ多数」ということになり、著作権法上は「公衆」にあたります。「特定かつ少数」であれば公衆とはなりません、50 名程度は多数とみなされ、「公衆」と解されます。

また、eALPS は家庭からも接続することができるため、同一構内への送信とはみなされません。

Q 3: 学生が書いたレポートを eALPS で紹介したり、授業の素材として利用する場合、著作権上、本人の許諾が必要ですか？

A 3: 学生が書いたレポートも著作物ですので、許諾が必要です。最初の授業のときに触れるとか、eALPS 上のコースの中に明記するとよいでしょう。

誰が書いたものでも、著者によらず「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」は著作物と定義されています。

Q 4: eALPS 上でも、論文などと同様に「引用」として著作物を利用することができますか？

A 4: 引用の条件をきちんと満たしていれば eALPS 上で利用することが出来ます。引用する場合には次の点に注意が必要です。

- ①公表された著作物であること
- ②引用部分と他の部分が明確に区別できること
- ③引用することの必然性があること
- ④目的上、正当な範囲内であること
- ⑤主従関係（自らの著作物が「主」で、引用される他人の著作物が「従」）であること
- ⑥出所を明示すること

重要 新年度の準備について

平成 25 年度は eALPS のバージョンアップのため、以下の作業はすべて e-Learning センターで行います。今までご自分でなさっていた先生方も、「eALPS コース移行依頼書」または「eALPS コースへの利用者登録依頼書」を e-Learning センター (elearning@shinshu-u.ac.jp) までメールでお送りください。依頼書は、ACSU にログインして [eALPS ヘルプ] → [各種申請書] でダウンロードすることができます。

コースの移行

平成 24 年度のコース (科目) の内容 (お知らせ, 教材, 課題など) を平成 25 年度のコースにコピーする作業

ロールの割り当て

キャンパス情報システムで行った履修登録は自動的に eALPS に反映されますが、以下の作業が必要な場合には申請してください。

- ・TA や単位を必要としない学生など、キャンパス情報システムに登録されていない利用者をコースに追加登録する作業
- ・履修登録完了前に学生を一括登録する作業 (予め受講者が決まっている必修科目, 初回授業から eALPS を利用したい場合など)